一斉開放弁	開第23～３号	23. 12. 19	ヤマトプロテック株式会社	大阪府大阪市東成区深江北二丁目１番10号
〃	開第23～４号	〃	〃	〃
小型消火器	消第23～437号	〃	〃	〃
〃	消第23～438号	〃	〃	〃
閉鎖型スプリンクラーヘッド	ス第23～21号	23. 12. 20	株式会社横井製作所	大阪府寝屋川市石津東町31番１号
〃	ス第23～22号	〃	〃	〃
差込式結合金具	差第23～８号	〃	株式会社丸共ユニオン	長野県岡谷市湖畔二丁目12番５号
ＧＰ型３級受信機	受第23～３号	23. 12. 22	パナソニック電工株式会社	大阪府門真市大字門真1048番地
消防用ホース	コ第23～40号	〃	株式会社本田工業	大阪府東大阪市角田一丁目９番12号
〃	コ第23～41号	〃	〃	〃
小型消火器	消第23～430号	〃	日本消防設備株式会社	神奈川県横浜市青葉区荏子田二丁目10番46号
〃	消第23～431号	〃	ヤマトプロテック株式会社	大阪府大阪市東成区深江北二丁目１番10号
〃	消第23～432号	〃	〃	〃
〃	消第23～433号	〃	〃	〃
〃	消第23～434号	〃	〃	〃
〃	消第23～435号	〃	宮田工業株式会社	神奈川県茅ヶ崎市下町屋一丁目１番１号
大型消火器	消第23～436号	〃	〃	〃
小型消火器	消第23～439号	〃	〃	〃
大型消火器	消第23～440号	〃	日本ドライケミカル株式会社	東京都品川区勝島一丁目５番21号
小型消火器	消第23～441号	〃	〃	〃
大型消火器	消第23～442号	〃	宮田工業株式会社	神奈川県茅ヶ崎市下町屋一丁目１番１号
〃	消第23～443号	〃	〃	〃
〃	消第23～444号	〃	〃	〃
小型消火器	消第23～445号	〃	日進工業株式会社	東京都台東区台東四丁目29番13号
〃	消第23～446号	〃	ヤマトプロテック株式会社	大阪府大阪市東成区深江北二丁目１番10号
〃	消第23～447号	〃	〃	〃
大型消火器	消第23～448号	〃	〃	〃
小型消火器	消第23～449号	〃	日本ドライケミカル株式会社	東京都品川区勝島一丁目５番21号
大型消火器	消第23～450号	〃	〃	〃
小型消火器	消第23～451号	〃	〃	〃
〃	消第23～452号	〃	ヤマトプロテック株式会社	大阪府大阪市東成区深江北二丁目１番10号
〃	消第23～453号	〃	日本ドライケミカル株式会社	東京都品川区勝島一丁目５番21号
〃	消第23～454号	〃	〃	〃
〃	消第23～455号	〃	〃	〃
〃	消第23～456号	〃	〃	〃
〃	消第23～457号	〃	〃	〃
大型消火器	消第23～458号	〃	〃	〃
〃	消第23～459号	〃	〃	〃
小型消火器	消第23～460号	〃	ヤマトプロテック株式会社	大阪府大阪市東成区深江北二丁目１番10号
消防用ホース	コ第19～10～１号	〃	帝国繊維株式会社	東京都中央区日本橋二丁目５番13号
〃	コ第19～38～２号	〃	〃	〃
小型消火器	消㊦第23～144号	23. 12. 26	宮田工業株式会社	神奈川県茅ヶ崎市下町屋一丁目１番１号
〃	消㊦第23～145号	〃	ヤマトプロテック株式会社	大阪府大阪市東成区深江北二丁目１番10号
〃	消㊦第23～146号	〃	日本ドライケミカル株式会社	東京都品川区勝島一丁目５番21号

公　告

認　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２１号

京都市山科区御陵進藤町18―１旭荘１―１、住民票上の住所京都市南区久世上久世町445番地４

債務者　植村　憲彦

1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　西村　友彦

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月11日午前11時

5　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５１号

仙台市青葉区昭和町３番７―806号

債務者　田邊清八郎

1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　三瓶　　淳

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午前11時

5　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２３号

仙台市太白区東中田６丁目21番17号　ライトコート201

債務者　土肥野素沙奈

1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　真田　昌行

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午前10時５分

5　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３６号

宮城県多賀城市高崎２丁目20番12号　セゾン高崎201号

債務者　加藤　辰夫

1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　真田　昌行

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午前10時10分

5　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係